

販売従事登録証書換え交付申請書

事 項	販売従事登録証の記載事項に変更を生じたとき
根拠法令	法 律 第36条の8 施行規則 第159条の11 施行細則 第6条
提出部数	1. 申請者の住所が県内の場合 2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所（長野市保健所又は松本市保健所）） 2. 申請者の住所が県外の場合 1部（薬事管理課）
添付書類	販売従事登録証の原本
手数料	2,100円（長野県収入証紙）
そ の 他	1. 販売従事登録証を紛失した場合には、別途、販売従事登録証の再交付を申請すること。 2. 登録販売者名簿の登録事項に変更を生じたときは、別途、登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ること。 3. すでに保有している登録証に旧姓の併記を希望する場合は、別途、登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ること。

販売従事登録証書換え交付申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
書換え交付申請の理由	
備 考	

上記により、販売従事登録証の書換え交付を申請します。

年 月 日

申請者住所 〒

申請者^{ふりがな}氏名

長野県知事

殿